

## 国立大学法人富山大学寄附金取扱要項

平成 17 年 10 月 3 日制定  
平成 24 年 1 月 10 日改正  
平成 25 年 3 月 26 日改正  
令和元年 10 月 1 日改正  
令和元年 12 月 27 日改正  
令和 3 年 3 月 30 日改正

第 1 条 国立大学法人富山大学（以下「本学」という。）の寄附金に関する事項は、国立大学法人富山大学寄附金取扱規則（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項については、この要項の定めるところによる。

第 2 条 規則第 2 条に定める寄附金申込書は、別紙様式第 1 号とする。

第 3 条 規則第 3 条に定めるもののほか、寄附金を受け入れることによって財政負担が伴う寄附金については受け入れないものとする。

第 4 条 寄附金を本学に寄附しようとする者（以下「寄附者」という。）は、次の各号に掲げる条件を寄附金に付すことができる。

- (1) 貸与又は給付する学生又は生徒の範囲を定めること。
- (2) 学術研究を指定すること。
- (3) 寄附金によって研究した結果の簡単な報告を行うこと。
- (4) 寄附金に係る収支決算の概要を提出すること。
- (5) 寄附目的が完了したときは、使用残額を返還すること。

第 5 条 本学の職員（国立大学法人富山大学職員就業規則に定める職員をいう。）が、寄附を受けた場合において、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員が改めて、本学に寄附しなければならない。

- (1) 当該職員の職務上の教育、研究を援助しようとするもの。
- (2) 当該寄附金をもって本学の施設・設備等を使用して業務を実施するための経費に充てようとするもの。

### 附 則

この要項は、平成 17 年 10 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要項は、平成 24 年 1 月 10 日から実施する。

### 附 則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要項は、令和元年 10 月 1 日から実施する。

### 附 則

この要項は、令和 2 年 1 月 1 日から実施する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から実施する。